

砥部町入札・契約制度特例措置の内容

①入札者数の取扱いの緩和 【令和 7 年度適用】

郵便入札又は電子入札で実施する工事及び工事に係る調査、測量又は設計業務について、1 者応札を有効とする。

②相指名業者への下請制限の緩和 【令和 7 年度適用】

受注者からの申請により、同一の入札参加者への下請を原則承認

③主任技術者の兼任要件の緩和(建設業法施行令第27条第2項の取扱) 【令和 7 年度適用】

※建設業法により専任を要する4,500万円（建築 9,000万円）以上の工事

工事現場の相互の間隔が 10 km 以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する 2 件の工事については兼任を認める。(H26 年 2 月 3 日付け国通知)

④現場代理人に係る緩和 【令和 7 年度適用】

① 兼任要件の緩和

兼任が認められるのは、下記ア又はイのいずれかに該当する場合（併用はなし）

※本町工事以外の工事との兼任は、該当する発注機関の承諾がある場合に限る。

※年間維持工事等と別工事の現場間の距離が、いずれも最短30分以内^(注)又は同一建設部・土木事務所管内の範囲である場合、現場代理人の常駐義務の緩和の可否を判断するにあたり、年間維持工事等 1 件までは、兼任件数に含めないことができる。

（注）一つの工事に現場が複数ある場合も同様。

ア 全てが設計金額4,500万円未満（建築9,000万円）の工事で、以下の要件を満たす場合は 3 件（町以外の工事と兼任する場合は 2 件） まで兼任を認める。

〔要件〕

（現場間の移動時間が最短 30 分以内又は全ての工事の施工箇所が
同一建設部・土木事務所管内

イ いずれか又両方が設計金額4,500万円以上（建築9,000万円）の工事で、建設業法施行令第27条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件（上記（1）の要件）を満たす場合は、2 件まで兼任を認める。

② 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

変更日の前日以前に直接的雇用関係があること。